

令和9年度入学者「母子父子寡婦福祉資金」予約貸付について

1 対象となる方

令和9年4月の進学等を希望している

- (1) 児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父
- (2) 20歳以上の子を扶養する寡婦
- (3) 父母のない児童等

2 対象となる資金

(1) 児童の進学等を対象とする資金（※貸付はいずれも無利子です）

- ・修学資金・・・高等学校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金
- ・修業資金・・・就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
- ・就学支度資金・・・就学、修業するために必要な入学金や被服などの購入資金

(2) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の知識技能習得を対象とする資金

（※連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1％）

- ・技能習得資金・・・就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
- 修学先、自宅、自宅外通学など状況により貸付できる額が異なります。

3 提出していただく書類等

必要な書類については、事前に相談してください

- (1) 貸付申請書 ※1
- (2) 戸籍謄本及び世帯全員の住民票 ※2
- (3) 島根県税の納税証明書
- (4) 前年の収入額が確認できる書類（児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます）
- (5) 修学修業先（技能習得先）調書 ※1
- (6) 修学・修業のために必要な金額が分かる参考資料
- (7) 口座振替申出書または公金受取口座の利用等届出書 及び 口座振替依頼書※1

など

※1 (1), (5), (7) の用紙は市町村役場にあります

※2 外国籍の方については、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

4 予約貸付申請期間

令和8年8月から令和9年2月26日（金）（県庁必着）

5 注意事項

- ・島根県育英会等、母子父子寡婦福祉資金との併給ができない奨学金があります。
- ・高等教育の修学支援新制度による奨学金・授業料減免等については、貸付限度額より給付額・減免額を控除した範囲で併給が可能です。なお、貸付申請後に新制度の決定を受けた場合は、当該決定通知書に基づきお住まいの市町村役場等に必ず届け出てください。

6 問合せ・申込先

お住まいの各市町村役場 福祉事務所（裏面参照）

各市町村役場 福祉事務所

市町村名	担当課名	電話番号
浜田市	子ども・子育て支援課	0855-25-9331
出雲市	子ども政策課	0853-21-6218
益田市	子ども福祉課	0856-31-0243
大田市	こども政策課	0854-83-8148
安来市	子ども未来課	0854-23-3248
江津市	子育て支援課 (子育て支援係)	0855-52-7487
雲南市	こども家庭支援課	0854-40-1067
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773
川本町	健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931
邑南町	医療福祉政策課	0855-95-1168
津和野町	健康福祉課	0856-72-0657
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165
海士町	健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	保健福祉課	08512-2-8561

※松江市在住の方につきましては、松江市が貸付を行うこととなりますので、
松江市役所子育て給付課へお問い合わせください。（電話：0852-55-5942）

令和9年度 母子父子寡婦福祉資金
(修学資金、修業資金、就学支度資金)
予 約 貸 付 実 施 要 項

○はじめに

この予約貸付制度は、令和9年4月に新たに修学又は修業しようとする場合、あらかじめこの資金の貸付が受けられるという見通しをつけることにより、児童の進学等を容易にすることを目的とするものです。

○母子父子寡婦福祉資金とは？

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方などを対象とし、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するために必要な資金を低利子または無利子で貸し付ける制度です。

母子父子寡婦福祉資金には各種の資金がありますが、本実施要項では修学資金、修業資金、就学支度資金を対象とするものです。

1. 予約貸付対象資金名

- (1) 修学資金 (2) 修業資金 (3) 就学支度資金

2. 予約貸付対象者

(1) 修学資金

- ① 学校教育法に基づく高等学校(特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校(高等課程、専門課程、一般課程)、短期大学、大学及び大学院に修学を希望する児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父
- ② 上記学校に修学を希望する父母のない児童等
- ③ 上記学校に修学を希望する子(孫等を含む)を扶養している寡婦

【注意点】

ア 上記の場合であっても、島根県育英会の奨学金、島根県保育士修学資金等との併給は原則認められていないので、他の制度による奨学金等と本修学資金の両方の貸付が決定した場合には、いずれか一方を選んでいただくことになります。なお、高等教育の修学支援新制度による奨学金・授業料減免等については、貸付限度額より給付額・減免額を控除した範囲で併給が可能となります。

イ 専修学校の高等課程又は専門課程とは、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年3月31日文部科学省令第23号)に規定する学科、すなわち工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する学科であって、その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつその終期が明確に定められている課程(修業年限2年以上のものに限る)をいいます。

(2) 修業資金

- ① 内閣総理大臣が定める施設又はそれ以外の施設で知識又は技能の習得を希望する児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父
- ② 上記施設で知識又は技能の習得を希望する父母のない児童等
- ③ 上記施設で知識又は技能の習得を希望する子(孫等を含む)を扶養している寡婦

【注意点】内閣総理大臣が定める施設とは、学校教育法第134条第1項に定める各種学校及び次の施設をいいます。

- 学校教育法以外の法律若しくは政令の規定に基づき特別の教育を行なう施設（（局）昭和48.6.26児発528）
- 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定する養成施設
 - 2 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項に規定する理容師養成施設
 - 3 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の養成施設
 - 4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1項に規定する保育士を養成する施設
 - 5 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する助産師養成所、同法第21条第2号に規定する看護師養成所及び同法第22条第2号に規定する准看護師養成所
 - 6 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第2号に規定する歯科衛生士養成所
 - 7 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号に規定する診療放射線技師養成所
 - 8 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第14条第2号に規定する歯科技工士養成所
 - 9 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項に規定する美容師養成施設
 - 10 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号に規定する臨床検査技師養成所
 - 11 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第1号に規定する調理師養成施設
 - 12 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号に規定する理学療法士養成施設及び同法第12条第1号に規定する作業療法士養成施設
 - 13 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設
 - 14 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第1項に規定する柔道整復師養成施設
 - 15 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号に規定する視能訓練士養成所
 - 16 その他法律又は政令の規定に基づき専門技術者の養成を行う施設であって、1から15までに掲げる施設に準ずるもの

(3) 就学支度資金

① 修学資金の対象者に同じ

② 修業資金の対象者のうち、内閣総理大臣が定める施設に修業するもの

（内閣総理大臣が定める施設とは、前項記載の施設です。）

3. 貸付限度額 別表のとおり

ただし、修学資金・就学支度資金については、高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金や授業料・入学金の減免を受ける場合は、別表の貸付限度額から新制度による給付額・減免額を控除した額が貸付限度額となります。（貸付後に新制度による支援が決定し、入学金減免分等の還付や給付額を受けた場合は、県に速やかに返還する必要があります。）

4. 据置期間

(1) 修学資金・就学支度資金・・・当該学校卒業後6ヶ月を経過するまで

(2) 修業資金 ……………知識技能習得後1年を経過するまで

5. 償還期間

(1) 修学資金 20年以内

(2) 修業資金 20年以内

(3) 就学支度資金 修学施設・・・20年以内 修業施設・・・5年以内

6. 償還方法 原則として月賦償還（口座振替での償還にご協力ください。）

7. 貸付利子 無利子

8. 申請に必要な書類

(1) 申請書（様式第1号）

(2) 申請者及び修学等をする児童等の戸籍謄本及び世帯全員の住民票（外国籍の方については、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書）

- (3) 島根県税の納税証明書
- (4) 前年の収入額が確認できる書類(児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます)
- (5) 修学修業先調書
- (6) 口座振替申出書 または 公金受取口座の利用等届出書 及び 口座振替依頼書
- (7) 修学・修業のために必要な金額の分かる参考資料 そのほか、必要と認める書類

【申請にあたっての注意点】

- ① 提出書類は通常の申請と同様であり合格証明書の写し以外はすべて添付してください。
- ② 予約貸付の場合、申請書右上部に「予約」と朱書きしてください。
- ③ 予約貸付は一時期に事務が集中しますので、できるだけ早めに相談・申請してください。
- ④ 修学支援新制度等の利用を検討されている方は、その旨お申し出ください。

9. 予約貸付の相談窓口

予約貸付を希望される場合(松江市に在住の方以外)は、お住まいの市町村役場、又は島根県健康福祉部青少年家庭課(以下「青少年家庭課」といいます。)に事前にご相談ください。

※松江市在住の方につきましては、松江市が貸付を行うこととなりますので、松江市役所子育て給付課へお問い合わせください。

10. 予約貸付申請期間

令和8年8月から令和9年2月26日(金)(県庁必着)

(予約貸付申請期間後の申請は、予約決定は行わず、通常の貸付決定の受付をします。)

11. 予約貸付の選考及び決定

書面審査及び申請者・修学等をする児童等への面接審査のうえ、予約貸付の可否を決定し、結果を申請者へ通知します。

12. 予約貸付決定の時期 予約貸付の申請後、随時行います。

13. 予約貸付決定後の手続

(1) 本決定にあたって必要な書類

- ① 「合格証明書の写し」…希望する修学・修業先の合格証明書

合格証明書の写しの提出を受けた後、本決定を行い、決定内容を申請者に通知します。

(2) 資金の支払いにあたって必要な書類

- ① 「借用書」、「印鑑登録証明書」
- ② 「在学証明書」 …修学資金及び修業資金のみ

(3) 資金の支払い時期(資金により異なります)

- ① 修学資金 …令和9年6月18日(予定)に1回目の支払い(4～6月の3ヶ月分)、その後、7月・10月・1月・4月の20日(休日の場合は直前の営業日)に3ヶ月分を支払います。
- ② 修業資金 …令和9年4月以降(*前記(2)資金の支払いにあたって必要な書類を受領後、約10日後)に1回目の支払い、その後、毎月10日(休日の場合は直前の営業日)に当該月分を支払います。
- ③ 就学支度資金 …随時

(4) 変更・辞退の届出

修学又は修業先を変更した場合又は取り止めた場合は、直ちに青少年家庭課にその旨を申し出、所定の書類を提出してください。

別表

令和8年度

資金名	区 分			貸付限度額		
修 学	高 等 学 校 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅 通 学	月額	27,000 円	
			自 宅 外 通 学	月額	34,500 円	
		私 立	自 宅 通 学	月額	45,000 円	
			自 宅 外 通 学	月額	52,500 円	
	高 等 専 門 学 校	国公立	自 宅 通 学 （ 1 ～ 3 学 年 ）	月額	31,500 円	
			自 宅 通 学 （ 4 ～ 5 学 年 ）	月額	67,500 円	
			自 宅 外 通 学 （ 1 ～ 3 学 年 ）	月額	33,750 円	
			自 宅 外 通 学 （ 4 ～ 5 学 年 ）	月額	76,500 円	
		私 立	自 宅 通 学 （ 1 ～ 3 学 年 ）	月額	48,000 円	
			自 宅 通 学 （ 4 ～ 5 学 年 ）	月額	98,500 円	
			自 宅 外 通 学 （ 1 ～ 3 学 年 ）	月額	52,500 円	
			自 宅 外 通 学 （ 4 ～ 5 学 年 ）	月額	115,000 円	
	専 修 学 校 （ 専 門 課 程 又は専攻科）	国公立	自 宅 通 学	月額	67,500 円	
			自 宅 外 通 学	月額	78,000 円	
		私 立	自 宅 通 学	月額	89,000 円	
			自 宅 外 通 学	月額	126,500 円	
	短 期 大 学	国公立	自 宅 通 学	月額	67,500 円	
			自 宅 外 通 学	月額	96,500 円	
		私 立	自 宅 通 学	月額	93,500 円	
			自 宅 外 通 学	月額	131,000 円	
	大 学	国公立	自 宅 通 学	月額	71,000 円	
			自 宅 外 通 学	月額	108,500 円	
		私 立	自 宅 通 学	月額	108,500 円	
			自 宅 外 通 学	月額	146,000 円	
	大 学 院			修 士 課 程	月額	132,000 円
				博 士 課 程	月額	183,000 円
	専 修 学 校 （ 一 般 課 程 ）				月額	55,500 円
修 業					月額	68,000 円
就学支度	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅 通 学		150,000 円	
			自 宅 外 通 学		160,000 円	
		私 立	自 宅 通 学		410,000 円	
			自 宅 外 通 学		420,000 円	
	専修学校（一般課程）		自 宅 通 学		150,000 円	
			自 宅 外 通 学		160,000 円	
	大学・短期大学・大学院 高等専門学校 専修学校（専門課程又は 専攻科）	国公立	自 宅 通 学		420,000 円	
			自 宅 外 通 学		430,000 円	
		私 立	自 宅 通 学		580,000 円	
			自 宅 外 通 学		590,000 円	
	修 業 施 設			自 宅 通 所		272,000 円
				自 宅 外 通 所		282,000 円

令和9年度 母子父子寡婦福祉資金
(技能習得資金)
予 約 貸 付 実 施 要 項

○はじめに

この予約貸付制度は、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が令和9年4月に新たに自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得しようとする場合、あらかじめこの資金の貸付が受けられるという見通しをつけることにより、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の知識技能の習得を容易にすることを目的とするものです。

○母子父子寡婦福祉資金とは？

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方などを対象とし、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するために必要な資金を低利子または無利子で貸し付ける制度です。

母子父子寡婦福祉資金には各種の資金がありますが、本実施要項では技能習得資金を対象とするものです。

1. 予約貸付対象資金名 技能習得資金

2. 予約貸付対象者 自ら事業を開始し又は就職するために、学校教育法に規定する各種学校又は養成施設等で必要な知識技能の習得を希望する母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦

3. 貸付限度額 月額68,000円

4. 据置期間 知識技能を習得する期間が満了して後1年を経過するまで

5. 償還期間 20年以内

6. 償還方法 原則として月賦償還（口座振替での償還にご協力ください。）

7. 貸付利子 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年1%

8. 申請に必要な書類

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 申請者及び児童等の戸籍謄本及び世帯全員の住民票(外国籍の方については、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書)
- (3) 連帯保証人の住民票
- (4) 島根県税の納税証明書
- (5) 前年の収入額が確認できる書類(児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます)
- (6) 技能習得先調書
- (7) 口座振替申出書 または 公金受取口座の利用等届出書 及び 口座振替依頼書
- (8) 修学・修業のために必要な金額の分かる参考資料

そのほか、必要と認める書類

9. 予約貸付の相談窓口

予約貸付を希望される場合（松江市に在住の方以外）は、お住まいの市町村役場、又は島根県健康福祉部青少年家庭課（以下「青少年家庭課」といいます。）に事前にご相談ください。

※松江市在住の方につきましては、松江市が貸付を行うこととなりますので、松江市役所子育て給付課へお問い合わせください。

10. 予約貸付申請期間

令和8年8月から令和9年2月26日（金）（県庁必着）

（予約貸付申請期間後の申請は、予約決定は行わず、通常の貸付決定の受付をします。）

【申請にあたっての注意点】

- ①提出書類は通常の申請と同様であり合格証明書の写し以外はすべて添付してください。
- ②予約貸付の場合、申請書右上部に「予約」と朱書きしてください。
- ③予約貸付事務は一時期に事務が集中しますので、できるだけ早めに相談・申請してください。

11. 予約貸付の選考及び決定

書面審査及び申請者、連帯保証人に面接審査のうえ、予約貸付の可否を決定し、結果を申請者へ通知します。

12. 予約貸付決定の時期 予約貸付の申請後、随時行います。

13. 予約貸付決定後の手続

（1）本決定にあたって必要な書類

①「合格証明書の写し」…希望する知識技能習得先の合格証明書

合格証明書の写しの提出を受けた後、翌年度4月に本決定を行い、決定内容を申請者に通知します。

（2）資金の支払いにあたって必要な書類

①「借用書」、「印鑑登録証明書」

②「在学証明書」

（3）資金の支払い時期

令和9年4月以降（※前記（2）資金の支払いにあたって必要な書類受領後、約10日後）に1回目を支払います。

その後、毎月10日（休日の場合は直前の営業日）に当該月分を支払います。

（4）変更・辞退の届出

知識技能習得先を変更した場合又は取り止めた場合は、直ちに青少年家庭課にその旨を申し出、所定の書類を提出してください。